

裁判官認印

令和2年特(わ)第858号等

打合せメモ（第2回）

被 告 人 氏 名	大 川 原 化 工 機 株 式 会 社 大 川 原 正 明 相 嶋 静 夫 島 田 順 司
被 告 事 件 名	外国為替及び外国貿易法違反、 関 税 法 違 反
打 合 せ 年 月 日	令 和 2 年 1 1 月 9 日
打 合 せ 場 所	東京地方裁判所第813号法廷
打合せをした裁判所	東京地方裁判所刑事第13部
裁 判 官	渡 邊 一 昭
裁 判 所 書 記 官	長 谷 川 健 夫
検 察 官	加 藤 和 宏
弁 護 人	小 林 貴 樹（主任）
弁 護 人	鄭 一 志
弁 護 人	河 村 尚
弁 護 人	瀬 川 慶
弁 護 人	趙 誠 峰

打合せ事項

1 類型証拠開示について

検察官

証拠物の開示に膨大な時間を要するため、弁護人と協議の上、還付可能なものは還付することで開示に代えることとした。この作業に時間

を要した。今後、還付できない証拠物や未開示の書証の開示を順次進めていく予定である。

2 争点の整理・争点①について

裁判官

弁護人から、前回の宿題とした実験結果が証拠請求された。検察官の対応はどうなるか。

検察官

開示は受けた。反証の要否を検討するため、検察官も、本件噴霧乾燥器の現物を取り寄せ、専門家の助言に基づいて、今月末頃に実験を行う予定である。来月上旬頃には、反証の要否について回答できる。

裁判官

弁護人から予定主張記載書面（2）が提出された。弁護人の主張は、貨物等省令3要件ハについては、同書面記載の実質的解釈に該当するものでなければならないという理解でよいか。

弁護人ら

そのとおりである。

裁判官

検察官から提出された証明予定事実記載書3をみると、大腸菌等を殺菌することができるから殺菌又は滅菌できるものに該当すると主張されているので、ここは双方の依って立つ解釈が食い違っているという理解でよいか。

弁護人ら

そのとおりである。

検察官

そのとおりである。ただし、検察官は、特定の菌に限定した主張をしているわけではない。現在請求している証拠が、大腸菌等の実験結果

であるため、大腸菌等に言及しているにすぎない。

弁護人ら

菌の種類については、防御のため、特定してもらいたい。貨物等省令に菌の種類が列挙されており、ここに列挙されているものに限定されるということでもいいのか。

裁判官

現時点で検察官が具体的に言及している菌の中で一番低い温度で死滅するのが大腸菌であるから、本件噴霧乾燥器がその温度に達するかどうかを巡り、弁護人から、「その温度には達しない」という実験結果が証拠請求され、検察官も反証の要否を検討するという状況にある。この攻防を尽くした後、仮に弁護人の立証が功を奏して「確かにその温度には達しない」との認定に至った場合に、検察官から、「実は、その温度に達しない場合でも、大腸菌ではない別の菌なら死滅させることができる」などと後出しの主張をされると、防御に支障が生じるだろう。また、特定の菌がどのような条件で死滅するかは、経験則ではなく専門的知見に属するから、検察官は、その主張の根拠として用いる菌の死滅条件については、すべて証拠によって立証する必要がある。

検察官

検討する。1 か月程度時間をいただきたい。

裁判官

貨物等省令の解釈に関する争いについては、裁判所がいずれの解釈を採用するのかについて、今後、公判廷で判断を示すことになる。もちろん、当事者において、裁判所に的確な法解釈をしてもらうために有用と考える資料等を証拠として請求してもらっても構わない。

なお、前回の打合せでも説明したとおり、本件の公判審理は合議体で

行うことを予定している。よって、当職が公判前整理手続において一定の解釈を示すことは予定していない。

3 争点の整理・争点②について

裁判官

検察官から証明予定事実記載書3が提出された。前回の打合せで弁護人から要望のあった、被告人らが認識していた客観的性能の記載は、第2の1(1)に記載のあるカタログスペックと理解すればいいのか。

検察官

その理解は誤りである。検察官は、具体的な温度の認識を主張するものではない。検察官の主張は、第2の1に記載のある「本件噴霧乾燥器を空焚き状態にすれば、その内部温度がある種の菌については、それを殺菌することができる程度の高温になる性能を有するものであることを認識していた」ということである。

裁判官

そうすると、第2の1(1)のカタログスペック、同(2)の被告人3名の経歴・地位等、同(3)の貨物等省令3要件の制定過程における被告人3名の言動を間接事実ないし評価根拠事実として、これらによれば、「ある種の菌について殺菌できる程度の高温になる性能」を認識していたと推認ないし評価できる、との主張に理解すればいいのか。

検察官

そのとおりである。

弁護人ら

「ある種の菌」を特定してもらわないと防御に支障があることは争点①と同様である。

検察官

それに対する回答は争点①と同様である。

弁護人ら

検察官は、今月末頃に追加実験を実施するとのことであったが、その実験結果を本件当時の被告人らが認識していたはずはない。被告人らが実際に認識していた具体的な菌や温度の主張が別途必要になるのではないか。

裁判官

麻薬の事件と似たような話になるのではないか。法律は、何が麻薬であるかを化学式や成分で定義していて、類似の薬効を有する薬物でも、定義に該当しないものは麻薬ではない。実際に麻薬であるか否かは、鑑定しないと判明しないが、麻薬の事件の被告人は、鑑定結果で示されることになる化学式や成分を具体的に認識していないのに、事件当時麻薬の認識があったことを争わない。本件では、検察官は、「ある種の菌について殺菌できる程度の高温になる性能」の認識を有していたと主張しているのだから、具体的な菌や温度の認識まで特定する必要はない、ということではないか。

弁護人ら

麻薬の事件で言うならば、得られる薬効等、違法薬物としての「類」の認識は必要になるはずである。本件に即して言えば、検察官のいう「ある種の菌」について、具体的な菌までは特定しないとしても、例えば「毒性の強い病原菌」等の「類」の認識を主張する必要があるのではないか。

裁判官

確かに、そうかもしれない。

検察官

検討する。

4 証拠の整理について

裁判官

現状では、実質証拠の大半が全部不同意となっている。しかし、例えば争点①については、客観的性能に関する争いであるのに、証明予定事実記載書3を見ると、主な証拠として供述調書も挙げられており、これが不同意となっている。これはどういうことか。

検察官

例えば、第1の1(1)で挙げている甲13は供述調書である。

裁判官

立証趣旨は、「生物テロに使われる病原菌、それらに対する規制等」であるから、規制の解釈が争われているために不同意ということか。そして、検察官も立証に必要である、と。

検察官

そういうことである。

5 今後の進行について

弁護人ら

本日までに証拠請求が間に合わなかった証拠がある。近日中に証拠請求する。

検察官

弁護人から証拠請求された実験結果に対する反証の要否、菌の種類の特定に関する主張の要否を検討し、来月上旬頃までに報告できるよう準備する。

6 打合せ調書の作成方法について

弁護人ら

前回の打合せ調書は、中身の記載が少なかった。事件が複雑困難であり、打合せの議論で理解が深まる部分もあるので、中身を記載していただきたい。現在被告人のうち1名は執行停止中だが、ほか2名につ

いては未だ保釈許可に至っていない。令状部の裁判官に議論の状況を理解してもらう必要があると考えている。

裁判官

中身の記載が少ないのは、裁判所が勝手に当事者の主張をまとめると、誤解に基づく内容を記載してしまうおそれがあるからである。当事者の主張は、当事者自身で記載した書面を提出させるのが相当と考えている。

もともと、指摘に係る事情は、理解する。当職としても、本件は、長期間勾留したまま審理するのが相当な事案とはいえず、可能であれば保釈する方向で検討すべき事案であると考えている。もともと、実質証拠が全部不同意のままの現状では、保釈の判断は困難ということなのではないか。その意味もあって、本日は、全部不同意の実質証拠の意味付けについても議論をした。証拠を見ていないから何ともいえないが、想像するに、客観的性能等に関する部分について実効的な罪証隠滅行為をすることは困難なのだろうが、例えば会社の従業員や関係者等の供述等は、その関係性に照らして罪証隠滅のおそれは高いのだろう。争点②に関する検察官の主張には、法改正に伴う経産省担当者や会社関係者とのやり取りが間接事実として指摘されている。そうすると、その供述が有罪・無罪を左右する重要な証拠なのか、さほど影響を及ぼさない周辺的な証拠にとどまるのか、という切り分けが必要になるのだろう。

弁護人の事情は理解したので、今回は、下書きの段階で当事者双方のご意見も聴取するなどして、詳細なものを作成することとしたい。

次回打合せ期日

令和2年12月9日 午後1時30分

令和2年11月20日

東京地方裁判所刑事第13部

裁判所書記官 長谷川 健 夫